

愛媛県

# 暴力団排除条例

平成22年8月1日施行



暴力団を

**恐れなない 金を出さない 利用しない**

この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めています。

## 条例の目的



- 県民等の安全で平穏な生活を確保
- 社会経済活動の健全な発展に寄与



## 条例の主な内容

### 青少年の健全育成を図るための暴力団事務所の排除 (第12条)

- ☆ 学校、児童福祉施設、公民館、図書館、博物館等の施設の周辺において、新たに暴力団事務所を設けることなどが禁止され、罰則が科せられます。



★ 罰則  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### 事業者の暴力団等に対する利益供与の禁止 (第13条)

- ☆ 事業者が、用心棒代やトラブル解決の見返りとして暴力団にお金を渡すことはもとより、
  - ・ 暴力団からおしぼりや門松、書籍などを購入する行為
  - ・ 暴力団を雇用する行為なども禁止されます。



★ 違反者に対する措置  
事実の調査・勧告・公表

### 祭礼等からの暴力団の排除 (第18条)

- ☆ お祭り、花火大会、イベント等の行事から暴力団を排除するため、主催者などの関係者は、暴力団を利用したり、暴力団員を運営や運行に参加させたりすることなどが禁止されます。

例えば、

- ・ 暴力団をみこしや太鼓台等のかき夫として参加させたり、露店を出させる行為
- ・ 祭礼のポスター、カレンダーの販売に暴力団を関与させる行為
- ・ イベント等における暴力団によるチケットの販売行為などが禁止されます。

★ 違反者に対する措置  
事実の調査・勧告・公表



### 不動産取引等からの暴力団の排除 (第16条、第17条)

- ☆ 暴力団事務所に使用されることを知った上で、
  - ・ 不動産の売買をする行為
  - ・ 借家やマンションの部屋などを貸す行為
  - ・ 不動産契約の仲介をする行為などが禁止されます。



★ 違反者に対する措置  
事実の調査・勧告・公表

義務違反者に対する措置

事案発生

調査

勧告

従  
場  
合  
な  
い

公表

(違反者の氏名・住所  
公表の原因となる事実)

条例に関するお問い合わせやご相談は、愛媛県警察本部又は最寄りの警察署まで！

暴排条例ホットライン 089-941-8930 (ヤクザゼロ)

愛媛県警察HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

